道路工事承認に必要な書類及び記載について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　雲南県土整備事務所仁多土木事業所

□１、道路工事承認申請書（記載要領別紙）１部　(警察署の協議が必要な場合は２部）

□２、事業計画概要書

（１）工事の施行を必要とする理由を記載すること。

（２）工事の方法を記載すること。（作業手順、内容、使用機械、範囲）

（３）作業工程を明示すること。（工程表）

□３、位置図又は、見取図

縮尺１／２，５００～１／５０，０００の方位、施行位置を朱書きすること。

□４、平面図

（１）縮尺１／1,000以上で実測図であること。

（２）道路両端５ｍ以上の範囲を記載すること。

（３）道路境界を朱書きすること。

（４）方位、測点を記載すること。

（５）申請に係る工作物、施設等を赤で着色し、付近に存在する道路付属物、占用物件の位置、形状、距離等を記載すること。

（６）凡例を添付し、道路構築物、宅地、田地等に概況を記載すること。

□５、求積図

（１）縮尺１／５００以上であること。（平面図と同縮尺）

（２）方位、横断測点を記載する。

（３）面積は三斜法で求め、計算式を添付すること。(別の求積方法でも良いが方法を明示する。）

（４）求積計算は、少数点第２位までとし、３位以下は切り捨てる。

□６、横断図

（１）縮尺１／１００以上の実測図

（２）道路境界から両側１ｍ以上の土地（以下接続地という）を記載すること。

（３）道路境界を緑書すること。

（４）測点間隔は２０ｍ毎とする。ただし、変化点はとること。

（５）道路及び接続地にある工作物の位置、名称及び間隔を記載し、申請に係る工作物、施設等の出来型形状、寸法、及び道路又は、接続地にある他の工作物との間隔を朱書きすること。

□７、縦断図

横断図に準ずる。

□８、構造図

縮尺１／１０～１／１００とし、材質、寸法を記載

□９、設計図書

（１）復旧図

工作物の設置 路面及びのり面その他道路敷地内の掘削を伴う場合は埋設路盤、表層等の材料、材質寸法を記載した図面を添付すること。なお路面の復旧の際には、仮復旧及び掘削による影響部分についても記載

（２）仮設工事関係図面

（３）資材搬送系統図

（４）交通規制図

交通規制を伴う場合は、規制の方法（標識設置位置、安全対策等）を示した図面を添付する。

（５）その他　図書

□１０、写真

周囲の状況が確認でき申請位置を明示したものを添付

□１１、その他

第三者の同意書又は、承諾書、公図等を添付する。

【お問い合わせ及び書類提出先】

〒699－1511

仁多郡奥出雲町三成555－4

雲南県土整備事務所仁多土木事業所

維持管理課

℡0854－54－1235